公正証書制度の概要及び見直しのイメージ

資料４－２

法律行為その他私権に関する事実の発生

- 売買、金銭貸借、賃貸借 等
- 遺言 ※本人が嘱託
- 事実の確認（例：貸金庫の内容物の確認など）

公証人により公正証書作成

1 嘱託人の確認

本人又は代理人が役場に出頭して公正証書作成の嘱託。

公証人は、本人が出頭した場合には、身分証明に関する資料により本人であることを確認し、代理人が出頭した場合には、本人の印鑑証明書付きの委任状により本人の意思を確認するとともに、代理人の身分も資料で確認する。

2 嘱託内容の聴取・審査、事実の確認

公正中立な第三者として、また、法律専門家として、法的な問題点や不当な点があれば指摘し、適宜助言をする。

嘱託内容に応じた法定の適式な証書案を作成し、嘱託人に対する読み聞かせ等により内容の正確性や意思の確認等を行う。

3 公正証書の作成

2 による確認を経て嘱託人が間違いがないことを確認した上で証書に署名捺印し、最後に公証人が署名捺印して公正証書を完成させる。

証書は、一定期間保存され、正本等の交付請求の対象となる。

公正証書作成の意義

- ✔ 公文書として高い証明力
- ✔ 原本を公正中立な第三者機関が保管
- ✔ 一定の要件の下で執行力付与
  （金銭の一定額の支払等を目的とする請求について、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されたものに限る。）

私的紛争の防止、私的な法律関係の明確化・安定化

見直しのイメージ

1. 嘱託行為及び必要書類の提出をオンラインで可能に
2. ファイル共有機能を有するウェブ会議システムの活用により、内容の正確性等を確認しながら、公正証書ファイルを作成
3. 2 で内容等を確認した電磁的記録に嘱託人が電子署名を付与

→ 公正証書作成に係る一連の手続をデジタル化